

東京経済大学葵友会 卒業生同期会補助金規程

平成 30 年 3 月 13 日制定

(目的)

第1条 この規程は、卒業生同期会における周年行事に対し補助を行うことで葵友会活動の普及及び活性化を図る。

(対象周年行事)

第2条 対象となる周年行事は、卒後5年、15年、25年、30年、35年、40年、45年、50年、55年とする。

(支給条件)

第3条 支給対象とする同期会の条件は以下のとおりとする。

- (1) 同期における同期会は、一団体とする。
- (2) 同期会において会則が成文化されている。
- (3) 葵友会本部へ事業・決算の報告を行う。
- (4) 周年行事実施後に「東京経済」誌面へ寄稿・報告する。

(企画書等申請)

第4条 別に定める同期会会則及び卒業生同期会企画書を葵友会本部へ提出し、許可された周年行事に支給する。

(支給金額)

第5条 以下の項目に支給し、それぞれ5万円を上限とする。

- (1) 東京経済大学葵友会会費徴収規程第2条第1項の納入会員のうち周年行事参加者数に1,000円を乗じた金額を支給する。周年行事参加者のうち、周年行事開催日から翌月末までに新たに同規程の納入会員となった場合は、上限に関わらず新規納入会員数に2,000円を乗じた金額を支給する。
- (2) 周年行事開催に関わる切手、ハガキ代の実費を領収書に基づき支給する。

(支給回数)

第6条 支給回数は周年行事を行った年1回に限定する。

(企画書等申請期間)

第7条 申請期間は周年行事を行う年度の4月から翌年2月末までとする。

(報告書等申請期間)

第8条 周年行事開催後、1ヵ月以内に申請しなければならない。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会が行う。

付 則

1 本規程は平成29年4月1日より遡って施行する。